

様式第 1 号その 1（第 6 条関係）

年 月 日

大牟田市長 殿

所 在 地

主催団体名称

代表者役職・氏名

大牟田市わくわくシティ基金事業認定申請書

大牟田市わくわくシティ基金事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、
別紙のとおり補助事業の認定を申請します。

記

提出書類

1. 大牟田市わくわくシティ基金事業認定申請書（様式第 1 号その 1）
2. 補助事業計画書（様式第 1 号その 2）
3. 誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書（様式第 1 号その 3）
4. 主催団体又は中心となって活動する団体（以下「責任団体」という。）の
会則、規約等又はこれに代わるもの（団体の意思決定の手続きが定められ
ているもの）の写し
5. 主催団体の会員等の名簿
6. その他主催団体の概要がわかる資料

様式第 1 号その 2 （第 6 条関係）

補助事業計画書

1 事業計画の概要

事業名	
申請回数	☐ 初回 ☐ 2回目 ☐ 3回目
事業の目的	
期日又は期間	
事業実施場所	

2. 事業の概要

3. 事業のスケジュール

4. 期待される効果（該当する項目に☑を入れ、右に具体的な効果を記述する）

要件	具体的な効果
☐ スポーツの振興 ☐ 文化の振興 （1つ以上に☑）	
☒ 子どもに貴重な体験を提供 （必須）	
☒ 次世代を担う青少年の人材育成 （必須）	
☐ 地域の活性化 ☐ 地域の個性づくり ☐ まちづくり機運の醸成 （1つ以上に☑）	

5. 参加者の感想・意見聴取の機会（該当する項目に☑を入れ、右に具体的な手法を記述する）

☐ アンケート ☐ 聞き取り ☐ その他 （1つ以上に☑）	
---	--

6. 事業実施の方針

次年度の事業実施の方針（予定含む） ☐ 継続する ☐ 継続しない ☒ 未定（1つに☑）	（理由等）
補助金の一部減額 又は不認定の場合の 事業実施の方針	（一部減額の場合）
	（不認定の場合）

7. 収支計画

(1) 収入の部 ※財源内訳（借入金、自己資金等具体的に）

(単位：円)

経費の区分	予算額（円）	説明
合計		

(2) 支出の部

(単位：円)

項目		予算額（円）	説明
補助対象経費			
	小計		
補助対象外経費			
	小計		
合計			

※様式に入らない場合は、行の追加又は別紙添付でも可

8. 実施体制

(フリガナ)			
主催団体名称			
所在地		〒	
代表者役職・氏名		(役職)	(氏名)
共催団体			
後援団体			
場 実 行 委 員 会 の 合	責任団体		
	構成団体		
担 事 当 務 連 者 絡	役職・氏名	(役職)	(氏名)
	電話番号		F A X 番号
	メールアドレス		

※責任団体：イベント実行委員会等を組織する場合において、中心となり活動する団体

9. 主催団体（実行委員会の場合は責任団体）の概要

団体名称			
所在地			
代表者役職・氏名	(役職)	(氏名)	
電話番号		F A X 番号	
設立年月日		会員数	(年 月 日現在)
設立目的			
事業内容			

様式第1号その3（第6条関係）

誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書

年 月 日

大牟田市長 殿

所 在 地

主催団体名称

代表者役職・氏名

私は、大牟田市が大牟田市暴力団排除条例に基づき、大牟田市わくわくシティ基金事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）による補助金の利用により暴力団を利することがないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を補助金の対象から排除していることを認識したうえで、要綱第2条第1項第6号から第8号の規定（暴力団排除条項）について説明を受け、これを了解し、下記事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、補助金交付の決定の取消し等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 要綱第2条第1項第6号から第8号のすべてに該当します。
- 2 役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、私及びこの名簿に記載した者について、要綱第2条第1項に規定する要件に係る確認のため、暴力団又はその構成員との関係の存在に関し、大牟田警察署に照会することを承諾します。

〈役員等名簿〉

役職名等	ふりがな	性別	生 年 月 日	住 所
	氏 名			
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

〈大牟田市わくわくシティ基金事業費補助金交付要綱抜粋（暴力団排除条項）〉
第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のすべてに該当するものとする
(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の統制の下にないもの、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織でないこと。
(7) 暴力団員が役員となっていない団体であること。
(8) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。